

# お子さんの健康保険が**社会保険（協会けんぽ／健保組合／共済組合）**の場合

まず初めに、被保険者がどなたかご確認のうえ、以下のチャートに沿って提出書類をご準備ください。  
被保険者については、お子さんの健康保険証に記載されています。

個人カードの場合

健康保険 家族（被扶養者） 01541  
被保険者証 平成23年 4月 6日交付  
番号 21700023 番号 21

氏名 長谷川 花子  
生年月日 昭和30年 10月 20日 性別 女  
被保険者氏名 長谷川 花子  
被保険者住所 協会 太郎

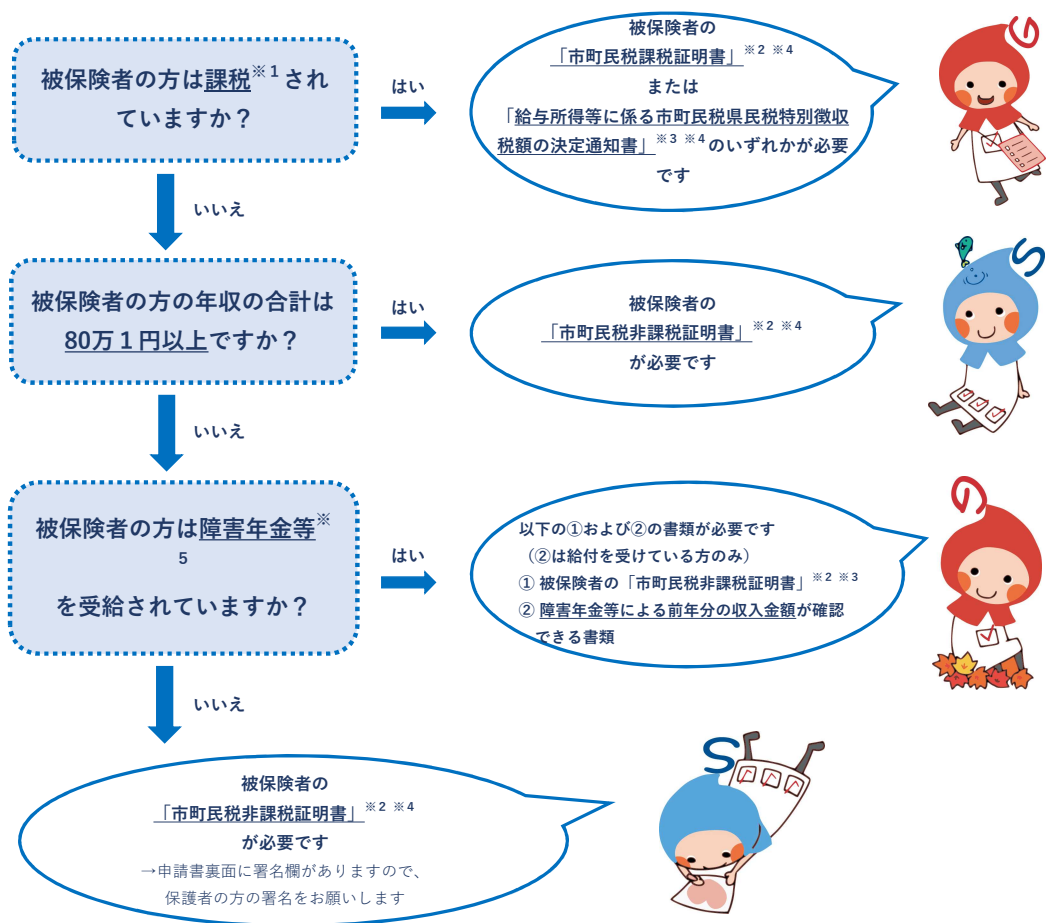
事業所名称 ○ 株式会社  
保険者番号 0101010011  
保険者名称 全国健康保険協会 ○支部  
保険者所在地 ○市○区○町○○-○

個人カード以外の場合

健康保険被扶養者証  
平成23年4月6日  
出 発 101 障 2066292  
被 扶 養 者 長谷川 花子 男  
被 扶 養 者 長谷川 太郎 男  
被 扶 養 者 長谷川 太郎 男  
被 扶 養 者 長谷川 太郎 男

お子さんのお名前が記載されています。

被保険者の方のお名前が記載されています。



- ※1 ここで言う「課税」とは、「市町村民税の所得割、均等割のいずれもが0円（＝年税額が0円）の状態」を指します。
- ※2 「市町民税（非）課税証明書」はお住まいの市役所・町役場の税担当課で6月上旬から発行されるものです。
- ※3 「給与所得等に係る市町民税県民税特別徴収税額の決定通知書」はお勤めの会社から6月頃に配布されるものです。
- ※4 「市町民税（非）課税証明書」や「給与所得等に係る市町民税県民税特別徴収税額の決定通知書」は、申請月が1月から6月までの場合は前年度のものを、7月から12月までの場合は、当該年度のものをご注意ください。
- ※5 障害年金等とは、障害年金、遺族年金・寡婦年金、特別障害児者手当、障害児手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当等のことです。

### その他…

- ◆ 非課税の方は、必ず「非課税証明書」を提出してください（「給与所得等に係る市町民税県民税特別徴収税額の決定通知書」では受けできません）。
- ◆ 健康保険上お子さんを扶養されている方（＝被保険者）が海外転勤中で籍を海外に移しており、「市町民税（非）課税証明書」の提出ができないなどの場合については、原則上位所得としてみなされます。詳しくは、申請時に所管の保健所にお問合せください。
- ◆ お子さん就職され、職場からご自身の健康保険証を交付されている場合（被保険者＝お子さんの場合）で、お子さんが非課税の場合は、お子さんの市町民税課税証明書に加え、保護者（父・母いずれかの年収の高い方）の上記書類が必要になります（課税されている場合は、お子さんご本人のもののみで結構で【被保険者】を【保護者（父・母いずれかの年収の高い方）】と読み替えて、再度フローチャートをご覧ください。

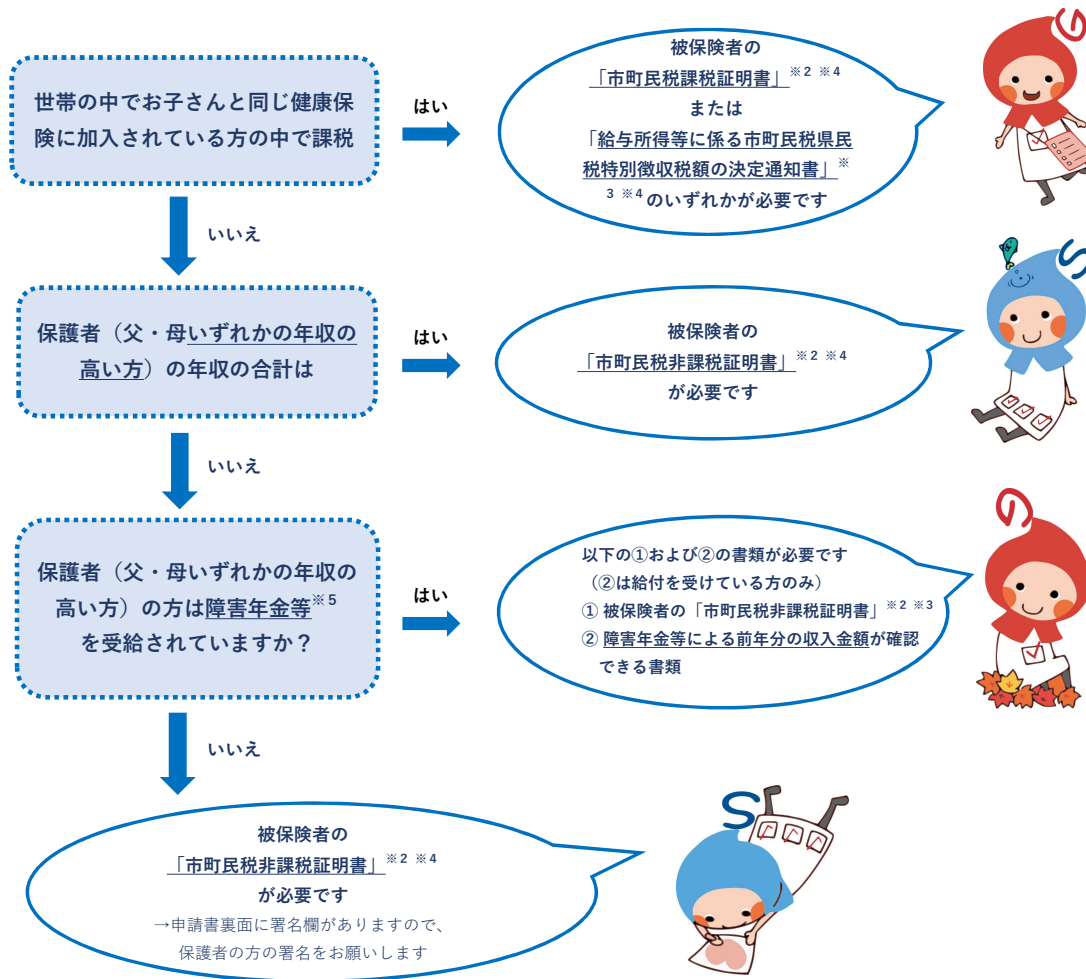
お子さんの健康保険が国民健康保険または国民健康保険組合（建設国保、医師国保 等）の場合

世帯の中で、お子さんと同じ健康保険に加入されている方全員が確認対象です。  
ただし、義務教育就学年齢以下（＝中学生以下）の方は除きます。

個人カードの場合

個人カード以外の場合

| 氏名   | 性別 | 生年月日     | 健康保険種別 | 保険番号       |
|------|----|----------|--------|------------|
| お母さん | 女  | 昭和23年11月 | 国民健康保険 | 1234567890 |
| お父さん | 男  | 昭和25年4月  | 国民健康保険 | 9876543210 |
| お兄さん | 男  | 平成18年10月 | 国民健康保険 | 0123456789 |
| お姉さん | 女  | 平成20年3月  | 国民健康保険 | 1098765432 |



※1 ここで言う「課税」とは、「市町村民税の所得割、均等割のいずれもが0円（＝年税額が0円）の状態」を指します。  
 ※2 「市町村民税（非）課税証明書」はお住まいの市役所・町役場の税担当課で6月上旬から発行されるものです。  
 ※3 「給与所得等に係る市町村民税県民税特別徴収税額の決定通知書」はお勤めの会社から6月頃に配布されるものです。  
 ※4 「市町村民税（非）課税証明書」や「給与所得等に係る市町村民税県民税特別徴収税額の決定通知書」は、申請月が1月から6月までの場合は前年度のもの、7月から12月までの場合は、当該年度のものをご用意ください。  
 ※5 障害年金等とは、障害年金・遺族年金・寡婦年金、特別障害児者手当、障害児手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当等のことです。

その他…  
 ◆ 国保組合に加入されている方は、必ず「課税（非課税）証明書」を提出してください（「給与所得等に係る市町村民税県民税特別徴収税額の決定通知書」では受けられません）。  
 ◆ 「市町村民税（非）課税証明書」の提出ができないなどの場合については、原則上位所得としてみなされます。詳しくは、申請時に所管の保健所にお問合せください。